平 成 21 年 度

事業計画書

収 支 予 算 書

平成21年度 事業計画

1. 事業方針

世界的な金融危機に端を発する景気の悪化は我が国にも波及し、現在未曾有の厳しい経済状況にあり、その影響は全産業に拡大するとともに、雇用情勢も極めて悪化している。このような中にあって我が国が牽引役となって世界経済を引き上げていくことが求められており、引き続いて我が国経済の基盤である科学技術の振興を一層図っていく必要がある。

科学技術の振興を図る上で重要な知的財産については、平成14年の知的財産戦略会議の発足から始まった一連の知的財産立国に向けた取り組みが行われてきている。 当協会としてもこれら取り組みに一層協力していくとともに、発明の奨励、産業財産権制度の普及啓発等を今まで以上に推進することにより、我が国産業経済が一層活性化するための諸事業を実施する必要がある。

一方、平成20年12月より新公益法人制度が施行され、当協会としても新制度に対応した体制を整備していく必要があるとともに、国等からの事業についての確実な受注、会員の一層の拡充等による経営基盤の安定化を図っていくことが必要となっている。

当協会は、政府施策、経済状況等を的確に把握した上で、発明の奨励、産業財産権制度の普及啓発等を通じ、我が国経済社会の安定に貢献すべく諸事業を推進する。

今年度事業計画の重点事項は次のとおりとする。

- (1) 新公益法人制度に対応するため、新法人移行検討委員会において、法人の形態、 本部・支部関係等について十分検討を行う。
- (2) 当協会の根幹である発明奨励事業及び青少年創造性開発育成事業を着実に推進するとともに一層の充実に努める。
- (3) 産業財産権制度の普及啓発に資するため、「中小企業産業財産権出願等支援事業」「地域知財戦略本部が実施する事業」等への参画を図り、着実に事業実施に努める。

また、当協会が行っている自主事業について充実・強化に努める。

- (4) 産業財産権制度等における諸問題の研究を積極的に行っていくため、会員等に協力を求めた委員会を活用し、その成果を提供する。
- (5) 支部基盤の強化及び地域経済の活性化を図るため、各支部において会員獲得に向けた取り組みを充実・強化する。

なお、国等からの受託事業については競争的手法による契約となっているため、一 部不確定要素のある事業についても事業計画に盛り込んでいる。

2. 恩賜発明賞・恩賜記念賞の贈呈

皇室より拝受する御下賜金の趣旨に沿い、全国発明表彰においては、優秀な発明を した発明者に恩賜発明賞を、また、全日本学生児童発明くふう展においては、優れた 作品の創作者に恩賜記念賞をそれぞれ贈呈する。

3. 発明奨励振興事業

(1) 全国発明表彰

我が国における優れた発明、考案又は意匠の創作並びにそれらの実施及び奨励等に関し、特に顕著な功績があると認められる者を顕彰することにより、科学技術の振興と産業の発展を図る。

(2) 地方発明表彰

地方自治体をはじめ関係団体の協力を得て、各地方における優れた発明、考案 又は意匠の創作並びにそれらの実施及び奨励等に関し、特に功績があると認めら れる者を顕彰することにより、地方における科学技術の振興と産業の発展を図る。

(3) 青少年創造性開発育成事業

次代を担う青少年の科学技術に対する夢を育み、創造性豊かな人間形成を図るための諸事業を実施する。

- ① 少年少女発明クラブ
 - 地方自治体及び関係団体の協力の下、全国各地の「少年少女発明クラブ」の 拡充を図る。
 - (i)「少年少女発明クラブ全国会議」を和歌山県並びに東京都において開催する他、同クラブ指導員の資質向上と指導員同士の交流・情報交換を目的に地域ブロック別・都道府県別に研修会を開催する。
 - (ii)全国の少年少女発明クラブ員が発明クラブで創作した作品を展示する、「2009全国少年少女発明クラブ創作展」を和歌山県において開催する。
- ② 全日本学生児童発明くふう展

我が国の将来を担う児童生徒に、発明くふうの楽しさを体得させるとともに 優れた発明くふう作品を顕彰することにより、創造性豊かな人間形成を図る。

- ③ WIPO賞の贈呈
 - 世界知的所有権機関(WIPO:国連の専門機関)の協力を得て、全日本学生児童発明くふう展の優秀作品にWIPO賞を贈呈する。
- ④ 未来の科学の夢絵画展

未来の科学に関する夢を絵画として表現させるとともに優れた作品を顕彰す

ることにより、次代を担う児童生徒等の科学的な探究心と創造力の伸長を図る。

⑤ 地域アイデア創作活動事業

地域の子供たちが地域社会の課題への解決策となるアイデアを創作(新たな特産物の提案、地域の PR 紙製作等) することにより、子供たちの地域社会への積極的な参加と創意工夫活動の充実を図る。

(4) 全国発明振興会議

発明奨励に係る諸施策の推進、産業財産権制度の普及、産業財産権情報の有効活用等を通じて我が国科学技術の振興と産業の発展を図るため、県等地方自治体の発明奨励・産業財産権主管者及び当協会本・支部代表者が一堂に会する全国発明振興会議を大分県において開催する。

4. 特許制度普及事業

(1) 発明総合相談指導

産業財産権制度の円滑な運用とその普及啓発を図るため、各地において発明相 談指導を行う。

(2) 中小企業産業財産権出願等支援事業

地域の中小・ベンチャー企業、個人等に対し、産業財産権に係る出願等を支援 するため、全国の各支部を拠点として同制度の普及啓発に関する諸事業を推進す る。

① 各支部において、地域の中小・ベンチャー企業、個人等を対象に産業財産権 制度に関する相談会を実施する。

上記の相談会に加え、直接(又は、知財駆け込み寺(商工会議所、商工会) を経由して)相談があった地域の中小・ベンチャー企業に対して、要請に応じ て相談内容に最も適当な知財専門家が半日程度の相談を行う訪問型相談を実施 する。

② 各支部に設置している電子出願用共同利用端末機器を活用し、出願アドバイザーによる各種オンライン手続に関する普及・指導等を実施する。また、産業財産権制度に係る出願手続き等に関する指導相談を行う。

(3) 知的財產権制度説明会事業

知的財産権制度等の一層の普及を図るため、本・支部において各種説明会を実施する。

(4) 中小企業等特許先行技術調査支援事業

出願審査請求制度の適正化に資するため、中小企業・個人等における特許出願後 審査請求前の案件を対象に先行技術調査を実施する。

(5) パソコン電子出願説明会事業

各経済産業局所在地において、パソコン電子出願の説明会を開催する。

(6) 技術動向調査等の調査研究事業の実施

技術動向調査等の各種調査事業を積極的に推進する。

(7) ワンストップサービス事業

知的財産制度を活用する中小・ベンチャー企業、金融機関等に対して、知的財産の創造・保護・活用の各段階の技術的支援を行うワンストップサービス事業を実施する。

(8) 知的財産権研修教育事業

- ① 知的財産権に関する高度の専門的知識と戦略的活用に優れた人材の育成を図ることを目的として、「知的財産権研修本科コース」「初心者を対象とする基礎講座」「実務者・技術者等を対象とする特定のテーマによる公開講座」等、多様なニーズに対応した各種の講座・研修コースを実施する。
- ② 知的財産権に係る判決の収集及びその提供体制の充実に努め、知的財産権判決速報を発行する。また、関係判例の研究を行うとともに判決速報をWebで 提供する。
- ③ 各委託者の研修ニーズに沿う個別に作成したプログラムに基づき研修を実施する。

(9) 知的財産専門人材育成·活用事業

地域における中小・ベンチャー企業を支援する人材の育成を図るため、「知的 財産アドバイザー研修」「知的財産ライセンス・コーディネータ研修」を実施す るとともに、これらの人材を活用するため全国的規模の知的財産専門人材ネット ワークを充実し、相談事業、情報提供事業等を総合的に支援する体制を整備する。

(10) 知的財産教育の支援と普及に関する調査

全国の高等学校(専門学科)及び高等専門学校において産業財産権標準テキストを活用した教育、指導モデルを推進し、教職員や生徒又は学生が変化していく過程等を分析することを通じて、知的財産教育のより効果的な支援普及のための方策を調査する。

また、産業財産権標準テキスト(総合編)の教員向け指導カリキュラム及び指導マ

ニュアルの活用に係る検討会を開催する。さらに、工業系デザイン学校における 知財教育の実態を調査する。

(11) 特許流通促進事業

開放意思のある特許を企業間及び大学・研究機関と企業との間において円滑に 流通させることを通じて、中小・ベンチャー企業における新製品開発の活性化、 新規事業の創出を図るべく、知的財産を有効かつ戦略的に活用し得るような環境 の整備を行う。

① 特許流通アドバイザー派遣事業

知的財産とその流通に関する専門家である「特許流通アドバイザー」を全国の都道府県や各経済産業局及び大学等の技術移転機関(TLO)へ派遣し、地域の中小企業、ベンチャー企業、大学等への訪問を通じて、保有している特許・技術(シーズ)や導入を望む技術情報(ニーズ)を発掘・収集し、シーズとニーズが合致する企業等のマッチングや特許ライセンス(技術移転)、その他相談業務等の支援を実施する。

併せて、特許流通に関するノウハウの継承を目的として、特許流通アドバイザーを派遣している地方自治体が確保する人材(特許流通アシスタントアドバイザー)に対して、OJT (on the job training) を通じた指導等による支援を行う。

② 知的財産権取引業育成支援環境整備事業

自立的な特許流通市場に必要な人材の育成、知的財産権取引ビジネスの振興を目的に、(i)特許流通・技術移転に関する国際特許流通セミナーの開催、

(ii) 特許流通講座の実施、(iii) 特許ビジネス市の開催等の支援を行う。

(12) アジア諸国における知的財産研修等の開催

関係団体及び関連企業から協賛金を募集し、海外の知的財産に関する団体等と連携しながら、アジア諸国から各国の中核となる者を招聘して研修を実施する。 また、アジア諸国に対する知的財産の普及啓発を図るべく、専門家派遣等を行う。

(13) 発明の日、科学技術週間協賛事業

発明の日、科学技術週間の協賛事業として科学技術の普及・振興並びに知的財産権制度の周知に関する行事を行う。

5. 公報等情報普及事業

インターネットの普及に対応し、各種Webサービスをはじめ積極的に情報提供サービスを推進する。①DVD-ROM、CD-ROM公報類等の普及・販売、②公報

の紙媒体による発行・販売、③公開技報Webサービスの推進、④ホームページ登録サービスの推進、⑤特許マップ作成ソフト並びに分析用データの販売、⑥「2009特許・情報フェア」の開催、⑦総合的な情報提供に向けたポータルサイトの検討・推進等を行う。

6. 図書刊行事業

知的財産尊重の機運が高まる状況において、研究者・知的財産関係者から一般読者 までの多様なニーズに応えられる出版物を企画し、各読者層への幅広い拡販活動に努 める。特に、法改正に即した書籍を迅速かつ的確に刊行するとともに知的財産権雑誌 「発明」を継続的に発行する。

7. 調査研究事業

産業財産権制度の円滑な運用と普及を図るため、会員等の外部人材を活用した委員会を開催し、知的財産権制度の普及、模倣品問題、国際協力の在り方等についての研究を積極的に行い、広く一般にその成果を提供する。

8. 知的財産保護に関する連携促進事業

海外における知的財産権侵害問題の解決に意欲を有する企業・団体が業種横断的に 集まった「国際知的財産保護フォーラム」の活動に積極的に参加することにより、民 間関係者の知識の共有化及び官民の情報交換を促進し、模倣品対策のレベルアップを 図る。

9. 外国産業財産権制度支援事業

(1) 産業財産権人材育成協力

- ① 主にアジア太平洋域内の途上国から産業財産権関係者を研修生として受入れ、 産業財産権制度等に関する研修を実施する。
- ② 同事業における研修を効果的に行うため、研修に使用する教材の整備・充実に努める。また、帰国研修生との連携を促進するため域内各国における産業財産権に関するセミナーの開催等フォローアップ事業を推進する。

(2) 産業財産権侵害対策等

① 産業財産権侵害対策等相談

我が国の中小・ベンチャー企業等が諸外国での円滑な権利取得及び権利行使を行うため、産業財産権に関する最新情報を収集・整備し、模倣被害アドバイザーを配置して模倣品・権利侵害対策に関する相談指導を行なうとともに、外国産業財産権制度に関する相談指導を行なう。また、地方において侵害対策相談会を開催する。

② 外国産業財産権制度説明会

中小・ベンチャー企業等に外国産業財産権制度及び模倣品・権利侵害対策に 関する情報の周知・普及を図るため、国内外から専門家を講師として招聘し、 産業財産権侵害対策も含めた諸外国の産業財産権制度に関する説明会を開催す る。

10. 国際交流事業

(1) 海外で開催される発明工夫展等に全日本学生児童発明くふう展において優秀な成績を収めた青少年を中心とする日本代表団を派遣する。

また、発明奨励国際フォーラム(IFIP)に参加し、国際的意識の共有化を 図るとともに、団体間の連携を強化すべく、その具体的な取り組みについて意見 交換を行う。

(2) 知的財産創造の奨励と知的財産保護・活用の国際的普及を図るため、世界知的 所有権機関を始めとする世界の知的財産関係機関との協力・連携を一層推進する。

11. 関係省庁協力事業

- (1) 叙勲・褒章並びに科学技術分野の文部科学大臣表彰制度において、本・支部は 候補者の調査・推薦に努める。
- (2) 産業財産権制度関係功労者表彰制度及び産業財産権制度活用優良企業等表彰制度において、本・支部は候補者の調査・推薦に努める。
- (3) 本・支部において特許印紙の普及に努め、出願人、代理人等の円滑な出願手続きを推進する。

12. 支部事業

- (1) 各支部は、地方における優れた発明、考案等を顕彰することにより、それぞれの地方における科学技術の振興と産業の発展に寄与するため、発明展を実施する。
- (2) 各支部は、地域の拠点として、発明奨励に係る諸施策の推進、産業財産権制度の普及、産業財産権情報の有効活用等に関する事業を行う。
- (3) 各支部は、会員の一層の拡充による支部基盤の強化及び地域経済の活性化を図るため、それぞれの地域における会員獲得に向けた取り組みを充実・強化する。
- (4) 各支部は、地域中小企業等の技術開発、新規事業の創設等を支援するため、各 経済産業局、地方自治体、公設試等との連携を強化し、全国各地の知的所有権セ ンターの業務に参画し、円滑な運営に努める。
- (5) 各経済産業局・地域知財戦略本部が行う事業に対し、本部・支部が連携して積極的に参画し、同事業の着実な実施に努める。
- (6) 支部基盤を強化する諸方策を検討するため、ブロック会議等を開催する。

13. 会員サービスの拡充

会員サービスの拡充を図るため、知的財産関連情報、新技術情報等を機関紙「月報 はつめい」又は会員専用のホームページを通じて全国の会員に提供する。

14. 広報活動

インターネット、機関紙等を通じて当協会の事業活動や知財一般に関する広報 活動を推進する。

15. 業務の合理化

環境変化に対応するため、組織及び業務の直しを行うとともに、事務の的確かつ効率的な処理に努める。

16. 事業監査の実施

当協会事業の適正な運営を確保するため、事業監査室において、業務全般を対象に厳正な監査を行う。

17. 新公益法人制度への対応

平成20年12月1日より施行された公益法人制度を抜本的に見直す、新公益法人制度に対応した法人への移行について、新法人移行検討委員会において、法人の形態、本部・支部関係等について十分検討を行う。

- 10 -	
--------	--

収支予算書(案)

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

(単位:千円) 備 科 目 予 算 額 前年度予算額 増 減 考 I事業活動収支の部 1. 事業活動収入 (1) 御 賜 金 50 50 0 (2) 基 用 収 入 5,920 金 5,378 542 用 (3)特 定 資 運 収 8,817 9,305 **4**88 入 収 (4) 会 入 **▲** 21,780 281,373 303,153 収 入 2,833,181 (5)事 2,634,284 **▲** 198,897 明 ① 発 励 事 業 収 2,000 0) 2,000) 許 制 及 業 収 ② 特 **▲** 36,179) 83,732) 119,911) ③ 🗵 収 517,125 573,272) **▲** 56,147) ④ 地 収 **▲** 49,670) 1,374,547 1,424,217) 収 ⑤ 公 入 **▲** 52,829) 452,470) 505,299) ⑥ 情 業 収 **▲** 6,072) 204,410) 210,482) (6)補 収 入 3,291,531 3,648,372 **▲** 356,841 助 金 収 10,294) ① J Κ 39,801) 29,507) 1,412,083) 1,608,585) **▲** 196,502) 研修館 受 1,587,839 1,676,020) **▲** 88,181) 70,714) **▲** 70,714) 0) 0) 7,619) **▲** 7,619) 負 収 118,102) **▲** 43,057) 75,045 情 報 • 研修館請負事業収入 ⑦工業所有権 73,225 49,255) 23,970) 事 部 業 14,968) 収 103,538) 88,570) 収 (7)寄 付 金 入 120,000 120,000 0 ① 基 金 寄 付 収 入 60,000) 60,000) 0) 金 付 ② 資 寄 収 入 60,000) 60,000) 0) (8) 発 会 等 貸 収 入 27,132 211,566 184,434 (9) 雑 収 入 277,986 315,489 **▲** 37,503 計 事 動 収 6,831,527 7,419,362 活 入 **▲** 587,835 2. 事業活動 支 出 (1)事 支 出 3,417,972 **▲** 237,763 3,180,209 事 支 ① 発 明 奨 励 振 興 業 出 238,003) 230,134) 7,869) 普 及 支 出 ② 特 制 132,346 **▲** 22,189 3 154,535) 支 ③ 🗵 出 439,111 500,934) **▲** 61,823) 支 ④ 地 方 出 1,779,051) 1,909,938) **▲** 130,887) ⑤ 公 支 出 322,108) 348,908) **▲** 26,800) 支 出 ⑥ 情 報 269,590 273,523) **▲** 3,933) 支 出 (2)補 3,077,438 3,346,178 **▲** 268,740 託 支 1,350,732) 1,489,624) **▲** 138,892) 研修 1,495,449 1,536,901) **▲** 41,452) -·産業技術総合開発機構受託事業支出 0) 61,491) **▲** 61,491) 12,218) **▲** 12,218) 0) 負 支 出 73,369 112,902) **▲** 39,533) 研修館請負事業支出 ⑥工業所有権情 66,208) 45,901) 20,307) 支 91,680) 87,141) 4,539) 等 運 営 支 (3) 発 会 館 出 25,453 25,323 130 (4)管 費 支 出 551,653 621,983 **▲** 70,330 ① 人 件 費 207,725) 257,929) **▲** 50,204 3 ② 事 務 費 343,928 364,054) **▲** 20,126) 動 支 出 計 6,834,753 **▲** 576,703 活 7,411,456 動収 活 支 差 **▲** 11,132 事 業 **▲** 3,226 7,906 Ⅱ投資活動収支の部 1. 投資活動 収 入 (1)特 定 資 産 取 収 120,500 92,110 28,390 入 (2)貸 付 戻 収 入 1,362 1,362 0 (3) 固 定 資 産 投 資 活 動 収 入 121,862 93,472 28,390 2. 投 資 活 動 支 出 定資 産 60,000 (1)特 60,000 0 付 0 0 (2)貸 金 支 出 0 (3) 固 定 資 産 取 得 50,500 22,110 支 出 28,390 活 動 支 投 110,500 82,110 28,390 投資活動収支差額 11,362 11,362 当 期 収 支 差 額 8,136 19,268 **▲** 11,132 322,362 前期繰越収支差額 303,094 19,268 次期繰越収支差額 330,498 322,362 8,136

⁽注)1.借入金限度額は、定款第40条(借入金)による。

^{2.}債務負担額 0 円